

介護ロボットの 導入・活用を支援します！

介護関係者の
皆様へ

介護機器は、利用者の自立支援や介護者の負担軽減を図るために重要なものです。その介護機器にロボット技術を活用した「介護ロボット」によって、介護の質と生産性の向上が期待されています。

ロボット技術の介護利用における重点分野 (平成29年10月改定)

移乗支援	移動支援	排泄支援	見守り・コミュニケーション	入浴支援	介護業務支援
<p>装着</p>  <p>ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器</p>	<p>屋外</p>  <p>高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器</p>	<p>排泄物処理</p>  <p>排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ</p>	<p>施設</p>  <p>介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム</p>	 <p>ロボット技術を用いて浴槽に入浴する際の一連の動作を支援する機器</p>	 <p>ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器</p>
<p>非装着</p>  <p>ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器</p>	<p>屋内</p>  <p>高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器</p>	<p>トイレ誘導</p>  <p>ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器</p>	<p>在宅</p>  <p>在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム</p>		
	<p>装着</p>  <p>高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器</p>	<p>動作支援</p>  <p>ロボット技術を用い、トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器</p>	<p>生活支援</p>  <p>高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器</p>		

6分野13項目

厚生労働省は、経済産業省とともに「ロボット技術の介護利用における重点分野」を6分野13項目定め、その開発・導入を支援しています。

「介護ロボットの導入・活用支援策」の詳細は、裏面をご参照ください。

介護保険制度での取り扱い

以下について、介護保険制度での取り扱いがあります。詳細は、各市町村にお問合せください。

(1) 福祉用具貸与・販売制度（厚生労働省老健局）

要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居室において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象となります。

(2) 介護報酬での評価（厚生労働省老健局）

特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に評価します。

【相談窓口】
お問合せは
こちらへ

「相談窓口」を設置していますのでご利用ください。

※公益財団法人テクノエイド協会に委託して設置・開催

- 電話による相談 03-3266-6883 または 03-3260-5121
- メールによる相談 robot@techno-aids.or.jp
- 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日は休み)

「介護ロボットの導入・活用支援策」の詳細

I 厚生労働省介護ロボット開発等加速化事業【平成29年度までの実績】

(1) 介護ロボットを活用した介護技術開発支援

介護ロボットを活用した効果的な介護方法の開発を支援

【報告書】・介護ロボット・導入・活用のポイント ・成果概要（平成28年度/平成27年度）



(2) 普及・啓発

① 介護ロボットフォーラム：介護ロボットの体験展示、使用方法の説明、導入に関する相談、効果的な活用事例の報告などを実施

② 介護ロボット普及モデル事業：介護ロボットの体験展示、試用貸出、使用方法の研修などを実施

（平成29年度全国9拠点：北海道介護実習・普及センター、青森県介護実習・普及センター、岩手県高齢者総合支援センター、茨城県福祉サービス振興会、なごや福祉用具プラザ、兵庫県立福祉のまちづくり研究所、福祉用具プラザ北九州、佐賀県在宅生活サポートセンター、大分県社会福祉介護研修センター）

③ 介護ロボット試用貸出：介護施設への商品化された介護ロボットの試用貸出を支援



④ 導入事例集

【報告書】・介護ロボット導入活用事例集2017

・介護ロボット事例集2016

・介護ロボット重点分野別講師養成テキスト 移動支援機器(屋外)/見守り支援機器(介護施設)

【参考】・介護ロボット導入好事例表彰事業受賞案件紹介ガイドブック（平成28年度老人保健健康増進等補助事業）

II 補助金・助成金情報

(1) 地域医療介護総合確保基金（厚生労働省老健局）【問合せ先：都道府県庁】

介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものを対象に導入支援（補助上限額1機器30万円）

(2) 人材確保等支援助成金 介護福祉機器助成コース（厚生労働省職業安定局）【問合せ先：都道府県労働局】

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために介護福祉機器（※平成30年度より装着型（非装着型）移乗介助機器を含む）を導入し、労働者の離職率の低下が図られた場合、導入費用の一部を助成（機器導入助成、目標達成助成（それぞれ助成上限額150万円））

(3) 業務改善助成金（厚生労働省労働基準局）【問合せ先：都道府県労働局】

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度。生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成（助成上限額100万円）

【参考：IT導入支援】サービス等生産性向上IT導入支援事業（経済産業省）

中小企業の生産性向上を実現するため、業務の効率化や売り上げ拡大に資する簡易的なITツールの導入支援（平成29年度補正予算額500億円、補助上限額50万円）※補助金HPに登録・公開されているITツールが対象。ハードは対象外。

III 税制措置

(1) 中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例*

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されるもの。

(2) 中小企業経営強化税制*

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価格の10%の税制控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択できるもの。

(3) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

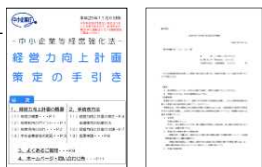
一定の設備を取得や製作等した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税制控除が選択適用（税制控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。

【参考：経営力向上計画】

介護分野の中小企業・小規模事業者や中堅企業は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を地方厚生局に申請していただき、認定されることにより固定資産税の軽減措置や各種金融支援が受けられます。経営力向上計画は事業分野別指針に基づいて策定していただく必要があります。

▶ 主な関係書類（中小企業庁HPに掲載）

- ・介護分野における事業分野別指針
- ・経営力向上計画策定の手引き
- ・経営力向上計画申請書
- ・申請書記載例（介護）
- ・経営力向上計画チェックシート



IV 金融支援

(1) 独立行政法人福祉医療機構による無担保貸付

介護施設等における介護ロボット・ICTの導入等に伴う無担保貸付制度（無担保融資上限額3千万円）

(2) 日本政策金融公庫による低利融資*

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることができる。

(3) 商工中金による低利融資*

経営力向上計画を策定している事業者に対し、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けることができる。

(4) 中小企業信用保険法の特例*

中小企業者は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられる。

(5) 中小企業投資育成株式会社法の特例*

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になる。

(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証*

資本金10億円以下または従業員数2千人以下の中堅企業等が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、最大50億円の借入に対応）の債務の保証を受けられる。

V 民間サービス情報

(1) ロボットによる事故に備える保険（民間保険会社販売）

(2) 福祉用具情報（公益財団法人テクノエイド協会提供）

福祉用具情報提供システム、福祉用具ニーズ情報収集・提供システム、福祉用具ヒヤリ・ハット情報

▶ ※の支援は「介護ロボットの導入による業務負担の軽減」に取り組むことを含む経営力向上計画を策定し、厚生労働大臣の認定を受けることが必要です。詳細は中小企業庁HP（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>）にてご確認ください。

注1 詳細は厚生労働省HP（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>）又は各組織のホームページにてご確認ください。

注2 掲載した情報のほか、自治体等による独自の支援も存在します。